

返戻金制度に関する規程

富成勝株式会社

第 1 条（目的）

本規程は、富成勝株式会社（以下「当社」という。）が有料職業紹介事業において受領した紹介手数料について、紹介した求職者が早期に退職した場合の返戻金制度を定め、求人者の利益保護及び職業紹介事業の適正な運営を図ることを目的とする。

第 2 条（適用範囲）

本規程は、当社が求人者に紹介した求職者が採用された場合に受領する職業紹介手数料に適用する。

第 3 条（返戻金制度）

当社の紹介により就職した者が、本人の都合又は本人の責めに帰すべき事由により退職した場合、当社は求人者に対し、受領した紹介手数料の一部を次のとおり返還する。

- ・入社後 1 か月以内：紹介手数料の 50%
- ・入社後 3 か月以内：紹介手数料の 30%
- ・入社後 6 か月以内：紹介手数料の 10%

第 4 条（返還対象外）

求人者の都合による解雇又は雇止め、求人者に起因する退職その他当社が相当と認める場合は返還を行わない。

第 5 条（返還請求手続）

求人者は退職日から 30 日以内に当社へ書面又は電子メールにより請求するものとする。

第 6 条（返還方法）

当社は請求内容を確認後、原則として 30 日以内に求人者指定口座へ返還金を振り込むものとする。

第 7 条（協議事項）

本規程に定めのない事項は当社と求人者が協議のうえ決定する。

第 8 条（規程の改廃）

本規程の制定、改正及び廃止は代表取締役が行う。

附則

本規程は令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

制定日：令和 7 年 1 月 1 日

富成勝株式会社

代表取締役 菅又 眞一 ㊞